

四條畷学園大学

令和 6 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和 7 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

四條畷学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的、学部教育の目的は学則に明確に述べており、両学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、その上で、ホームページや大学案内等を通じて学内外に周知している。その策定・見直しは両学部合同の大学運営協議会で案を作成し、理事会に諮ることで役員、教職員が関与・参画している。最新の知識を有する医療人を育成するために、体験型実習や臨床実習の体験等を重視したカリキュラムを構築するなど、実践者育成のための教育環境機能に注視している。第三次中期計画の中で「全学教育改革～総合学園としての教育ブランドづくり～」として、「学園版『アクティブラーニング』」の構築等を挙げ、建学の精神・教育理念の浸透方策の具体的な展開の方向性を示している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学則等に明示された学部・学科の目的にのっとり、明確に定められ、建学の精神・教育理念・教育方針と併せてホームページや学生募集要項等に公表されている。両学部教職協働による学修支援方針・計画・体制を整備し、担任及びアドバイザー制度を軸として学生の学修状況の把握や生活上の問題を集約するよう努めている。小規模大学としての利点を生かし、学生生活の安定のための支援として、学生サービス体制を確立した上で細やかなサービスを提供している。授業を行う学生数は、両学部とも講義・演習・実習科目の特徴に応じて適切に調整し、学生に不利益が生じないよう適切な管理を行っている。また、両学部の学生が共に学び合える科目「チーム医療論」を新たに必修化することで、学生交流の機会の提供に努めている。

「基準 3. 教育課程」について

両学部でディプロマ・ポリシーを定め公開しており、各認定基準等は学則に明示し、ガイダンスなどで学生に周知している。教育目的・目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、基礎科目から専門科目へと学修上無理のないように体系的な教育課程を編成している。また、教育・研究の質の向上・改善を図る組織として「FD・SD 委員会」を設置している。各期末に授業評価アンケートを全授業科目に実施し、教授方法の改善等にフィードバックする体制を整えている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、アセスメント・ポリシーに基づく教育課程レベルや科目レベルの視点ごとの点検・評価を実施している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、教職員の責務・役割を学則に明示するとともに、学長が最終決定をするに際し、意見を述べる機関として大学運営協議会及び学部教授会を設置することで、学長の補佐体制を整備している。大学の使命・目的の達成のため、学則等の規則を整備し、意思決定の権限と責任、役割を明示し、教学マネジメント体制を構築している。「FD・SD 委員会」を中心に組織的な FD(Faculty Development)研修会を継続的に開催しており、職員研修についても計画的に実施されている。各教員別研究室以外に健康科学研究所を設置するなど、保健・医療・福祉領域における研究推進を図り、研究活動の外部資金導入に努めている。研究倫理に関する各種規則を整備し、公的研究費の不正防止に関する責任体制を明確化するほか、研究倫理審査委員会による審査体制が整備されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為やガバナンス・コードをはじめ「公益通報等に関する規程」など、経営の規律と誠実性を維持するために必要な規則を整備し、適切に運営している。また、法人の使命・目的を実現するために事業計画書、長期ビジョン、中期計画、アクションプランを策定している。意思決定機関として理事会を設置し、校園長会議等による補佐体制が整備されている。寄附行為に基づき学長が理事となり、理事会や常任理事会に出席することで教学部門の意思が理事会に反映されており、加えて、大学・法人本部連携会議開催により教学部門と管理・運営部門の意思疎通・連携を強化できている。令和 5(2023)年度の経常収支差額は法人全体、大学ともに安定した財務基盤が確保されている。監査法人による会計監査及び監事による財産状況の監査等、会計監査を行う体制が整備されている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は「四條畷学園大学内部質保証の方針」に明示し、ホームページを通じて周知され、恒常的な組織・責任体制を整備している。「大学自己点検・自己評価委員会」が策定した基本方針に従い、両学部の自己点検・自己評価委員会が、具体的なエビデンスに基づいて自己点検・評価活動を展開している。自己点検・評価の結果は、「自己点検評価書」としてまとめられホームページに公開されている。IR(Institutional Research)室は「IR 定期レポート」や「IR 個別レポート」等により情報共有し、教育の質向上のために状況把握・分析を行っている。中期計画は法人全体の長期ビジョンに基づき、年度ごとに事業計画を作成しており、令和 4(2022)年度からは第三次中期計画がスタートしている。建学の精神にふさわしい学びの場づくりの計画に反映させるよう、「大学自己点検・自己評価委員会」を中心に大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、建学の精神の「報恩感謝」に基づき、教育理念「人をつくる」のもと最新の知識を有する医療人を育成するための教育環境を整え、創立 100 周年に向け、持続発展可能な経営基盤確立と組織風土づくりに注力している。学生一人ひとりを法人のシンボル「くすの木」のようにしっかりと「根を持った人材」に育成していくことが期待できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

(1)リハビリテーション学部

- ・海外地域リハビリテーション実習
- ・JICA プロジェクトでのアドバイザー派遣
- ・国際交流にかかる講義・講演への講師派遣

(2)看護学部

- ・さくらサイエンスプログラムにおける交流
- ・科学研究費に基づく交流

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び学部の教育目的を学則に定めており、その内容は具体的かつ明確で分かりやすく明文化され、ホームページや大学案内を通じて、周知されている。また、個性・特色として、①演習を含む体験型学習や臨地／臨床実習の重視②多様な病院・施設の協力による充実した実習施設の確保③医療現場で必須となるコミュニケーションスキルを高める授業の充実④人間性豊かな医療人育成のために必要な多彩な教養科目の提供⑤国家試験対策も含めた細やかなサポート体制—の五つを掲げ、教育研究上の目的に、その個性・特色を具体的に明文化し、社会情勢などの変化に対応して見直しが行われている。

最新の知識を有する医療人を育成するために、体験型実習や臨床実習の体験等を重視したカリキュラムを構築するなど、実践者育成のための教育環境機能に注視している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は学則で明確に述べられており、その策定及び見直しは、両学部合同の大学運営協議会で案が作成され、理事会に諮られることで役員、教職員が関与・参画している。また、使命・目的等は、両学部の三つのポリシーに適切に反映されており、ホームページや大学案内を通じて学内外に周知されている。

加えて、使命・目的等の達成のため、長期ビジョンを策定し、これに基づいて立てられた第三次中期計画の中で「全学教育改革～総合学園としての教育ブランドづくり～」として、「学園版『アクティブラーニング』」の構築等を挙げており、建学の精神・教育理念の浸透方策等の具体的な展開の方向性を示している。教育研究組織として、リハビリテーション学部リハビリテーション学科、看護学部看護学科を設置し、保健・医療・福祉に貢献できる体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則等に明示された学部・学科の目的にのっとり、明確に定められ、建学の精神・教育理念・教育方針と併せて、ホームページや学生募集要項等にて公表されている。

オープンキャンパスでの説明に加え、SNS などを通じて、アドミッション・ポリシーが示す具体的な学生像が閲覧者に伝わるよう周知に取組み、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施している。両学部とも一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜合

格者を除く合格者全員を対象に入学前教育の受講を原則義務付け、また、入学試験の面接や入学後のアンケートなどでも確認の機会を確保し、アドミッション・ポリシーの検証を行っている。

大学全体では収容定員に対する在籍者数は、適正な範囲内にあり、学生受入れ数を適切に維持している。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科の収容定員が未充足であるため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

両学部において、教職協働による学修支援方針・計画・体制を整備し、担任及びアドバイザー制度を軸として、学生の学修状況の把握や生活上の問題を集約するよう努めている。また、必要な施策の検討には職員も参画し、教職協働で効率的な学修支援を実施している。

TA 制度に代わるものとして、上級生や卒業生の協力を得ながら講義・演習内容の理解及び技術の修得を支援している。

オフィスアワーは、掲示板などを通じて学生に周知の上、対応している。

両学部とも障がいのある学生及び合理的配慮が必要な学生への学修支援体制を整備し、学生の申出に応じて対応を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各年次で複数の病院や施設で実施する臨床実習をキャリア教育に位置付けている。また、キャリア関連科目において、卒業後の専門職としての自己研さんや社会的役割の理解などを促す目的で各領域で活躍しているゲストを迎え、キャリア教育につながる授業を展開している。

病院施設からの求人情報は閲覧設備を整え、最新情報を随時提示するよう努めている。また、就職対策講座やキャリア相談員による個別相談に加え、担任やアドバイザー教員に

よる就職・進学に対する相談・助言体制も整え、キャリアセンターと連携して就職支援を行っている。加えて、就職先アンケートや卒業後アンケートなどを通して、臨床現場の期待に応えられる卒業生の育成に必要な体制を整え、ガイダンスの充実を図るよう努めている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援は、小規模大学としての利点を生かし、主として両学部の関連委員会や担任・アドバイザー教員を中心に学生サービス体制を確立の上、展開している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスは、各種規則にのっとり運用している。

学生に対する経済的な支援として、大学独自の奨学金や外部奨学金の情報提供、各種アドバイスを適切に行っている。

〈参考意見〉

○学生相談室及び保健室の運営は、急病の場合のフローチャートや各種病院の一覧を掲示し、非常勤スタッフや学部内スタッフが連携して対応しているが、今後、有資格者のスタッフの配置を含めた健康管理体制を整備することが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、両学部とも校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設などの施設・設備は、設置基準を上回って整備され、法令に基づき適宜保守点検を行い、安全性が確保されている。

図書館は両学部とも十分な専有面積を有しており、多数の有料サイトと契約を締結し、学術情報資料も導入している。また、学外からも蔵書検索可能なシステムを導入するなど、

学修環境は整備されている。

障がいのある人の施設利用時に加え、学生の利便性にも配慮した環境を整えている。

授業を行う学生数は、両学部とも講義・演習・実習科目の特徴に応じて適切に調整し、学生に不利益が生じないよう適切な管理を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、入学時・卒業時アンケート、学生満足度調査、授業評価アンケートにより把握し、調査結果はホームページに公開の上、担当部署あるいは科目担当者により分析され、改善を図っている。

学生生活に関する学生の意見・要望は、担任やアドバイザー教員に加え、各委員会や幹部教員でも共有し、特に、心身に関する健康相談は、臨床心理研究所を中心とした支援体制を整え、「大学生活支援カード」により、修学上の学力不安・精神的不安・生活不安などを把握し、問題解決に向けて取り組んでいる。

学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生の声ボックス」を設置し、両学部の自己点検・自己評価委員会が集約し、内容に応じて関連委員会で対応を検討の上、改善に努め、その結果は掲示板を通じて学生にフィードバックしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

両学部において教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧等で公開、周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ策定している単位認定基準及び卒業認定基準は、学則において規定し、内容を学生便覧に記載してガイダンスなどで学生に周知している。また、学則にのっとり、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを厳正に適用している。

実習等の特定科目についての履修にリハビリテーション学部では先修条件、看護学部では履修条件を定めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための教育目標を設定し、これらを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内及び学生便覧を通じて周知に努めている。

また、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、基礎科目から専門科目へと無理なく進めるようカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。また、教養教育については、学部共通の「教養教育検討会議」における議論を踏まえ、基礎科目群をカテゴライズし、実施している。

教授方法の工夫として、アクティブ・ラーニングに力を入れ、授業方法の改善を図る組織として、「FD・SD 委員会」を設けている。また、各期末に実施する全授業科目の授業評価アンケートを通して、教授内容・方法などの評価を科目担当教員にフィードバックし、授業方法の改善に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、アセスメント・ポリシーに基づく機関レベル、教育課程レベル、科目レベルごとの評価を実施している。また、知識・技能以外のコンピテンシーに関する学修成果の点検・評価として、アセスメント・テストを実施し、入学後の学生のリテラシーレベル及びコンピテンシーレベルの状況把握に努めている。

学生による授業評価アンケートにより、科目担当者は評価項目ごとのスコアや学生の自由記載から具体的な評価を確認できるようになっている。また、評価結果が芳しくない教員には「授業改善プロポーザル」を適用するシステムを構築し、教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする仕組みが整っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、学長を補佐する教職員の役割を学則に定めるとともに、学長が最終決定するに際し、意見を述べる機関として大学運営協議会及び学部教授会を設置することで、学長の補佐体制を整備している。

大学の使命・目的の達成のため、学則、大学運営協議会規程、学部教授会規程等の規則が定められ、大学の意思決定の権限と責任、教授会等の位置付けと役割が明確になっており、適切な教学マネジメント体制を構築している。

職員の採用・昇任を規則に定め、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。その役割は、「事務組織・事務分掌規程」により明確化されており、教学マネジメントの機能性を確保している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び職業資格に関わる指定規則等に定める人数以上の専任教員数及び教授数を確保しており、学部・学科等の教育目的及び教育課程に即して、専門分野ごとに適正な専任教員を配置している。

教員選考に関する規則に基づき、教員の採用・昇任に関わる手続きと教育研究業績の審査を適切に実施している。

「FD・SD 委員会」を中心に組織的な FD 研修を継続的に実施しており、アンケートなどを通して必要に応じて見直しを行っている。教育方法の事例共有、授業評価アンケートの分析及び学生意見の活用を通して、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長から新規採用の教職員に、建学の精神や新入職員に期待することについて、説明をしている。

職員研修については、「FD・SD 委員会」及び法人本部事務局が中心となり、教職員の資質・能力向上のための職員研修が計画的に実施されている。また、外部の研修会参加や研修会実施記録を学内ネットワーク上の共有フォルダに保管・公開し、研修内容を共有化できる仕組みができている。

大学独自の「自己研鑽奨励手当制度」により、職員が自己啓発に取り組むことが奨励されており、職員も積極的に本制度を利用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各教員別に研究室が整備されているほか、保健・医療・福祉領域における研究推進を目

的とした健康科学研究所が設けられ、有効に活用されている。

大学の研究倫理に関する各種規則が整備され、公的研究費の不正防止に関する責任体系が明確化されているほか、研究倫理審査委員会により教員の研究内容が倫理規程に違反していないか慎重に審査が行われている。また、研究費等に関する規則についても整備され、厳正に運用されている。

研究活動のための外部資金の導入について、健康科学研究所の活動や、「FD・SD 委員会」主催の勉強会の開催等により、全学的な支援が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為やガバナンス・コードをはじめ、「公益通報等に関する規程」など経営の規律と誠実性を維持するために必要な規則を整備し、適切な運営を行っている。また、法令で公表が義務付けられている各種情報については、ホームページなどを通して公表されている。

法人の使命・目的を実現するため、単年度ごとの事業計画書のほか、長期ビジョン、中期計画、アクションプランを策定し、今後の経営計画に反映させるなど、継続的な努力を行っている。

節電、省エネルギー対策を含む環境保全に法人全体で取組むとともに、人権教育基本方針・ハラスメント防止ガイドライン・個人情報保護規程を定め、人権研修会の開催等、人権に配慮した取組みを積極的に行っている。危機管理マニュアルを定め、定期的を実施される消防訓練や災害時備蓄品の入替えなど、学内外に対する危機管理体制が整備され、適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けるとともに、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう常任理事会や校園長会議等の補佐体制を整備し、適切に機能している。

理事の選任を適切に行い、年 6 回開催する理事会の理事の出席状況は良好である。また、書面での出席の際には委任状を文書で提出するなど適切に運営されている。

理事会は、長期ビジョン、中期計画に基づく事業計画について審議・承認し、事業報告において事業計画の確実な執行を確認するなど、理事会の運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が理事となり、理事会や常任理事会に出席することで、教学部門の意思が理事会に反映されている。加えて、大学・法人本部連携会議を定期的に開催することで、大学の教学部門と法人の管理・運営部門の意思疎通及び連携を強化している。

寄附行為に基づき、監事及び評議員の選任を適切に行っている。評議員会は年 5 回開催され、評議員及び監事の出席状況は良好であり、書面での出席の際には委任状を文書で提出するなど、評議員会の運営を適切に行っている。

監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査し、意見を述べている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人の長期ビジョン、中期計画に基づき各年度の事業計画と年度予算が策定され、適切な財務運営を行っている。令和 5(2023)年度の経常収支差額は法人全体、大学ともに収入超過となっており、安定した財務基盤が確保されている。

外部資金の導入については、私立大学等経常費補助金の増減率のプラス要因となる「教育の質に係る客観的指標調査票」において、令和 5(2023)年度は満点を確保するなど、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための外部資金調達の努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び経理規程をはじめとする法人の財務に関する諸規則に従い、会計処理が適切に実施され、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の財務計算に関する書類が作成されている。

また、予算とかい離がある場合には補正予算が編成されている。

監査法人による会計監査及び監事による財産状況の監査が実施されており、会計年度終了後には、監査法人と監事、理事長以下法人本部事務局関係者が出席する監査報告会により、それぞれの意見交換を行っている。このように、会計監査を行う体制が整備され、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は「四條畷学園大学内部質保証の方針」に明示され、ホームページを通じて周知するとともに、恒常的な組織・責任体制を整備することにより、法人と大学が連携した内部質保証システムを構築している。長期ビジョン・第三次中期計画の中に「基本理念 7 つの柱」を作り、学内外に体制づくりを明示している。

「大学自己点検・自己評価委員会」及び両学部「学部自己点検・自己評価委員会」を置き、内部質保証のための恒常的な組織体制が整備されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「大学自己点検・自己評価委員会」が策定した基本方針に従い、両学部の自己点検・自己評価委員会が、具体的なエビデンスに基づいて自己点検・評価活動を実施している。大学全体の自己点検・評価の結果は、「大学自己点検・自己評価委員会」の判断により自己点検評価書としてまとめられ、学長の最終確認のもと、ホームページに公開されている。自己点検・評価結果は、学部会議・学科会議などを通じて学内で共有されている。

IR 室は、学内外のさまざまな情報を収集・分析し、「IR 定期レポート」や「IR 個別レポート」等により、大学や法人に情報提供をしており、教育の質向上のために現状把握・分析に努めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の教学に関わる内容は、三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果を可視化して評価する仕組みを設けており、学修成果を機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階にカテゴライズして評価、その結果を教育の改善・向上に反映している。

中期計画は、法人全体の長期ビジョンに基づき、第一次中期計画が立てられ、年度ごとに年度事業計画を作成、令和4(2022)年度からは、第三次中期計画がスタートしている。建学の精神にふさわしい学びの場づくりの計画に反映させるよう、「大学自己点検・自己評価委員会」を中心に認証評価の結果や毎年度の自己点検・評価結果を改善に生かし、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みづくりが図られている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域・社会貢献

A-1. 地域・社会貢献

- A-1-① 市民講座や公開講座の開催
- A-1-② 国際大会へのスタッフ派遣
- A-1-③ 実習施設への講師派遣
- A-1-④ 各種委員等による社会貢献

【概評】

地域・社会貢献では、自治体・団体・住民等を対象とした地域と連携した公開講座や講師派遣を行っており、大学の教育研究資源を地域社会に提供している。特に、教員が積極的に社会貢献活動を実施している点が評価できる。

開学当初から、「優れた医療人の育成」を通して両学部共同の市民公開講座「いきいき生きる」を定期的の開講している。

リハビリテーション学部では「臨床実習施設サポートセンター」を設置し、文献取得のサポートや、学会ポスター印刷、勉強会講師などのサポートを実施し、実習施設先と大学間の「顔の見える関係」を築いている。また、地域貢献活動として、「JICA プロジェクト」でのアドバイザー派遣や「JICA 国際協力出前講座」の講義を実施している。

看護学部においては、科学技術振興機構の「さくらサイエンスプログラム」に採択されたベトナムとの交流プログラムや、日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士、その候補生に対する、有効な認知症教育の検討について、ベトナムの研究者とともに共同調査を実施した。また、大東市と大東市版子育て支援の一環として、「だいとうパパ・ママ学級」を実施した。

現状では、両学部とも学生主体の地域・社会貢献活動がなく、学生のボランティアについては専任教員が持っている情報を、興味・関心を持つ学生へ提供することにより、学生が活動に参画できている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

本学は社会の保健医療福祉に貢献することを学是としており、国内に限らず国際的な視野の基に特色ある活動を行っている。両学部とも特にベトナムとの交流に重点をおき、様々なプロジェクトをすすめていることは特記に値する。以下、両学部におけるベトナムとの最近の交流状況を記す。

(1)リハビリテーション学部

・海外地域リハビリテーション実習

本学部では、海外地域リハビリテーション実習を単位認定している。令和 5（2023）年度は、学生 15 名と引率教員 2 名がベトナムのツーザー病院平和村・フンブン総合病院・孤児院・障害児施設を訪問した。

・JICA プロジェクトでのアドバイザー派遣

国際協力機構（JICA）中小企業支援型事業に採択されたウエルコンサル株式会社「ベトナム国南部におけるリハビリテーション人材育成プログラム導入に関する案件化調査」のプロジェクトアドバイザーとして本学講師を派遣している。令和 5 年（2023）6 月 1 日～令和 6（2024）年 3 月 31 日の期間に開発課題分析、現地機関（病院・施設・大学機関）との協議検証などを行った。また、ベトナムの大学教員を受け入れ、本学の教育・研究の視察等に協力した。

・国際交流にかかる講義・講演への講師派遣

青年海外協力協会（JOCA）からの依頼により、青年海外協力隊帰国隊員である本学講師を JICA 国際協力出前講座の講義に派遣している。令和 5（2023）年は中高等学校を含む 13 か所でベトナムにおける協力を中心に講義した。

(2)看護学部

・さくらサイエンスプログラムにおける交流

本学部准教授が提案したベトナムとの交流プログラムが科学技術振興機構（JST）さくらサイエンスプログラムに採択されており、ベトナムの大学生、教員の招聘を含む以下の内容について継続的に活動している。

令和元（2019）年度：グローバル時代に考える災害看護：日越看護学生の交流を通して。

令和 5（2023）年度：ベトナム人学生と共に考える：これからの認知症看護。

・科学研究費に基づく交流

ベトナムホーチミン市にある PHAM NGOC TACH 医科大学の研究者 5 名を招聘し、共同調査をおこなった。すなわち、日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士およびその候補生が認知症や認知症者をどのように認識しているのかを調査した。その結果、上記医療人が日本において多くの専門的知識を修得していることが明らかになった。科学研究費のテーマは以下の通りである。

令和元（2019）年—令和 5 年（2023）：日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士、その候補生に対する有効な認知症教育の検討。

